

鎌ヶ谷市 広告付き無償提供封筒の募集要項

1 趣旨

無償提供を受ける広告を掲出した送付用封筒（以下「広告付き無償提供封筒」という。）を募集するにあたって必要な事項を定める。

なお、本封筒は市内外の個人、法人、地方公共団体、国等へ書類を送付する際に使用する。

2 封筒仕様

(1) 広告掲載の対象物

長形3号封筒及び角形2号封筒

(2) 無償提供封筒を使用する期間

令和7年11月1日から令和12年3月31日

ただし、提供を受けた広告付き無償提供封筒は、提供を受けた日から概ね1年間で、在庫がなくなる日まで使用する。

(3) 長形3号封筒の仕様

枚数	年間 80,000 枚×5回
規格	長形3号 120mm×235mm
紙色	茶
紙質	70k以上・クラフト
広告掲載位置	封筒の裏面
広告の文字色	広告主の意向による。
そのほか	再生紙を使用するよう努める。

(4) 角形2号封筒の仕様

枚数	年間 40,000 枚×5回
規格	角形2号 240mm×332mm
紙色	茶
紙質	85k以上・クラフト
広告掲載位置	封筒の裏面
広告の文字色	広告主の意向による。
そのほか	再生紙を使用するよう努める。

(5) 封筒の納品場所

鎌ヶ谷市役所本庁舎 5 階印刷室

(6) 広告の掲載枠

広告の掲載枠は以下の図のとおりで、枠内であれば 2 社以上の分割掲載も可能。

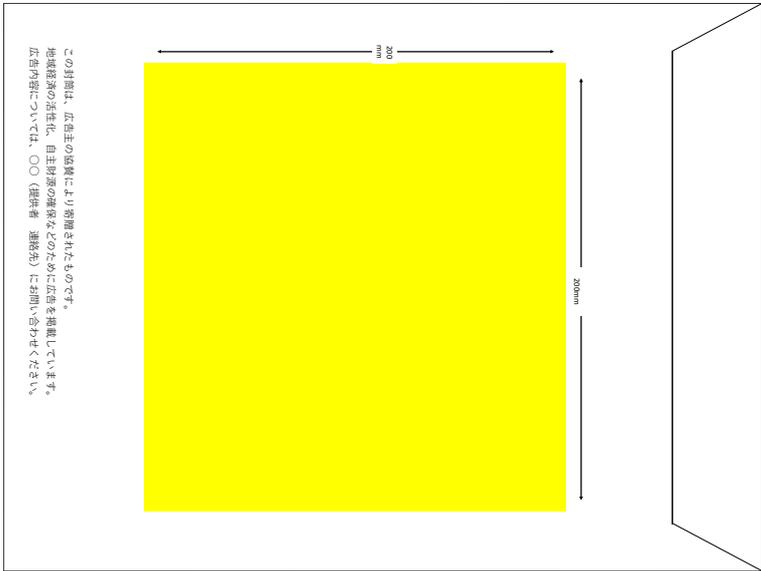
なお、本無償提供封筒の趣旨等を示すため、『この封筒は、広告主の協賛により寄贈されたものです』『地域経済の活性化、自主財源の確保などのために広告を掲載しています』『広告内容については、直接〇〇（提供者と連絡先を記載）にお問い合わせください』と記載する。

【長形 3 号封筒】
縦：165mm 以下
横：105mm 以下



この封筒は、広告主の協賛により提供されたものです。
地域経済の活性化、自主財源の確保などのために広告を掲載しています。
広告内容については、〇〇（提供者、連絡先）にお問い合わせください。

【角形 2 号封筒】
縦：200mm 以下
横：200mm 以下



この封筒は、広告主の協賛により提供されたものです。
地域経済の活性化、自主財源の確保などのために広告を掲載しています。
広告内容については、〇〇（提供者、連絡先）にお問い合わせください。

(7) 掲載できる広告

ア 鎌ヶ谷市有料広告掲出の取扱いに関する要綱第 3 条各号に定める掲出に該当しないもの

【有料広告掲出要綱第 3 条（抜粋）】
(掲出の範囲)
第 3 条 掲出できる広告は、市民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも

該当しないものとする。

- (1) 市としての公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他広告として掲出することが妥当でないと市長が認めるもの

イ 鎌ヶ谷市内に本店、支店、営業所、店舗等を有する企業又は事業者の広告とする。

（ただし、広告掲出の希望数が募集する広告の数に満たないときはこの限りではない。）

3 封筒の製作上の注意事項

- (1) 広告内容、色、形状等の封筒の仕様について事前に市と協議すること。
- (2) 封筒は、市の承諾を受けた後に製作すること。

4 広告内容の苦情等

- (1) 封筒提供者は、広告の内容に関する苦情等について責任の一切を負い、苦情の解決にあたること。
- (2) 封筒提供者は、広告主の営業停止等の問題が生じた場合は、速やかに市に通知し、代替の封筒を市に提供のうえ、当該封筒を市から回収すること。

5 応募資格要件

- (1) 本市の市税の滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第百六十七条の四に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされているもの（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取り消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。

6 募集期間及び応募方法

事項	日程
募集開始	令和 7 年 9 月 8 日（月）
質問書受付期限	令和 7 年 9 月 18 日（木）午後 5 時
質問書回答期間	令和 7 年 9 月 19 日（金）まで
参加申込書提出期限	令和 7 年 9 月 22 日（月）午後 5 時

参加資格要件確認結果通知	令和7年9月24日（水）予定
審査（書類審査）	令和7年9月25日（木）から令和7年9月30日（火）予定
審査結果通知	令和7年10月6日（月）予定
確認書締結	令和7年10月中旬 予定
使用開始	令和7年11月1日（土）予定

（1）応募方法

令和7年9月22日（月）午後5時までに提出書類を持参
 受付時間 午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日除く）

（2）提出書類

本募集に応募する者は、次の書類を提出しなければならない。

- ア 広告付き送付用無償提供封筒に関する申込書（様式1）
- イ 広告付き送付用無償提供封筒に関する提案書（様式2）
- ウ 封筒見本

（3）鎌ヶ谷市競争入札参加資格者名簿未登録事業者提出書類

本市の鎌ヶ谷市競争入札参加資格者名簿に登録していないときは、「（2）提出書類」に加え、下記書類を添付して提出すること

- ア 法人登記簿謄本
- イ 納税証明書
- ウ 会社概要
- エ 損益計算書
- オ 貸借対照表

※ 提出された書類は、鎌ヶ谷市情報公開条例（平成11年鎌ヶ谷市条例第3号）に基づく開示請求の対象となります。

7 審査方法について

次の基準により決定する最高順位者を対象に、「提案書評価基準」により書類審査を行う。

【順位の決定方法】

第1順位	市内に本社、支店、営業所、店舗を有するもので、過去5年間において、印刷物を広告媒体とした事業実績があるもの
第2順位	市内に本社、支店、営業所、店舗を有するもの
第3順位	過去5年間において、印刷物を広告媒体とした事業実績があるもの

【提案書評価基準】

評価項目		評価基準	配点
業務理解	広告掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告主の募集方法が適当である ・ 掲載内容の基準が妥当である 	10
	在庫管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定場所への納品が速やかである ・ 分納が可能である ・ 予定枚数以上の追加納入に対応できる ・ 在庫確認・報告ができる 	20
信頼性	苦情等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情に対して対応できる ・ 代替封筒の対応ができる 	10
実績	事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無償提供実績がある 	5
そのほか	セールスポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鎌ヶ谷市にとって有益な創意工夫がみられる 	5
合計			50

8 審査結果の通知について

審査結果は、郵送により通知します。

選定された事業者は、市との間で確認書を取り交わします。

9 問い合わせ先及び提出先

〒 273-0195

鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

鎌ヶ谷市総務企画部企画財政課企画政策室

電話 047-445-1073

FAX 047-445-1400

Mail kikakuseisaku@city.kamagaya.chiba.jp